

高山市手数料条例の一部を改正する条例の概要について

1. 手数料（（ ）は計画変更申請の場合）

表1（住戸部：居住の用に供する部分）

戸数		金額（円）	
		①知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	②市へ直接申請する場合
一戸建ての住宅		5,000（3,000）	36,000（19,000）
共同住宅等	1戸	5,000（3,000）	36,000（19,000）
	～ 5戸	10,000（6,000）	73,000（38,000）
	～ 10戸	17,000（10,000）	103,000（54,000）
	～ 25戸	29,000（17,000）	145,000（76,000）
	～ 50戸	48,000（29,000）	208,000（109,000）
	～ 100戸	85,000（51,000）	298,000（158,000）
	～ 200戸	135,000（81,000）	404,000（216,000）
	～ 300戸	170,000（102,000）	529,000（282,000）
301戸～	181,000（109,000）	622,000（329,000）	

表2（共用部：住宅の用途に供する共用廊下や階段等の住戸部分以外の部分）

面積		金額（円）	
		①知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	②市へ直接申請する場合
共同住宅等	～ 300 m ²	10,000（6,000）	116,000（59,000）
	～ 2,000 m ²	29,000（17,000）	191,000（98,000）
	～ 5,000 m ²	85,000（51,000）	298,000（157,000）
	～ 10,000 m ²	135,000（81,000）	382,000（205,000）
	～ 25,000 m ²	170,000（102,000）	456,000（245,000）
	25,000 m ² 超	213,000（128,000）	532,000（287,000）

表3 (非住宅部：住宅以外の建築物又は部分)

面積	金額 (円)	
	①知事の定める機関の事前審査を経て申請する場合	②市へ直接申請する場合
～ 300 m ²	10,000 (6,000)	256,000 (129,000)
～ 2,000 m ²	29,000 (17,000)	407,000 (207,000)
～ 5,000 m ²	85,000 (51,000)	580,000 (298,000)
～10,000 m ²	135,000 (81,000)	711,000 (369,000)
～25,000 m ²	170,000 (102,000)	838,000 (436,000)
25,000 m ² 超	213,000 (128,000)	956,000 (500,000)

- ・ 一戸建ての住宅、又は共同住宅の住戸の場合：表1の額
- ・ 共同住宅を含む建築物全体の場合：表1(住戸部) + 表2(共用部) + 表3(非住宅部)の額の合計
- ・ 住宅を含まない建築物全体の場合：表3の額
 - * 住戸単位・建築物全体の同時認定が可能
 - * 共同住宅を含む建築物で、住戸と建築物全体の両方で申請する場合は、建築物全体の場合の額
- ・ 認定申請が可能な地域：都市計画による用途地域の指定がある地域

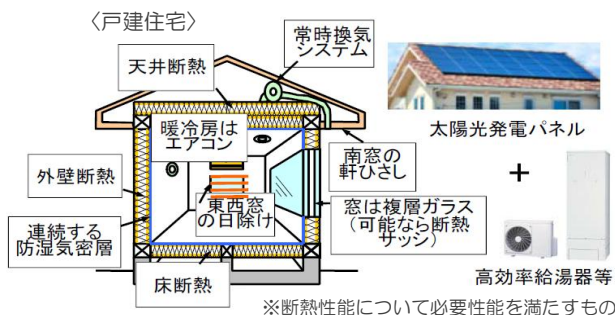
◆法律の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

◆低炭素建築物とは

二酸化炭素の排出の抑制に関する国の基準に適合することについて所管行政庁（市又は県）から認定を受けた建築物をいう。

【低炭素建築物のイメージ】



◆低炭素建築物新築等計画について

建築物の低炭素化に資する建築物の新築や増築等を行う場合に、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（低炭素建築物新築等計画）の認定を所管行政庁に申請できる。認定を受けた建築物は、所得税の軽減や容積率制限緩和の優遇措置が受けられる。

◆優遇措置の内容

(所得税の軽減)

居住開始年	所得税最大減税額引き上げ (10年間)
H 2 4	4 0 0 万円 (一般 3 0 0 万円)
H 2 5	3 0 0 万円 (一般 2 0 0 万円)

(登録免許税の軽減)

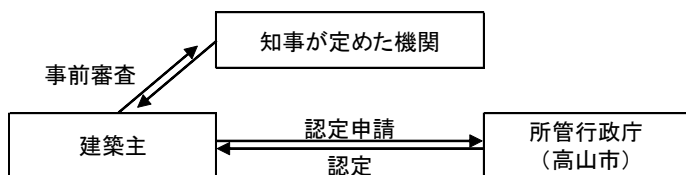
区分	登録免許税率引き下げ
保存登記	0. 1 % (一般 0. 1 5 %)
移転登記	0. 1 % (一般 0. 3 %)

(容積率制限の緩和)

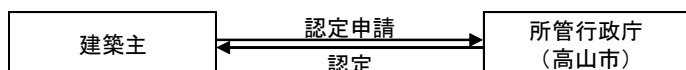
低炭素化に資する設備（蓄電池等）に要する部分の床面積を不算入。

◆手続きの流れ

①知事が定めた機関の事前審査を経る場合※



②所管行政庁へ直接申請する場合



※申請者は登録住宅性能評価機関（「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき住宅性能評価を行う機関）等の事前審査を受けた上で、所管行政庁に認定申請ができる。